

石川県賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）の契約及び入居手続きについて

1 入居日及び入居期間

(1) 入居日

- 入居決定通知日以降、新たに入居する場合 ⇒ 「新規契約」
入居決定通知日以降の日で貸主（管理会社等）と入居者様で決定した日が「入居日」となります。
- すでに個人で契約して入居している場合 ⇒ 「切替契約」
すでに個人で契約して入居した日が「入居日」となります。

(2) 入居期間

- 入居日から2年以内
- ※ 災害時に民間賃貸住宅や公営住宅に居住していた方は、入居日から1年以内。
- ※ ご入居者様の入居要件によって、入居できる期間はそれぞれ異なります。詳細は以下の表をご確認ください。

【参考】入居要件及び入居期間について

入居要件	入居期間	
	持家	持家以外
(1) 全壊	2年	1年
(2) 半壊（「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む。）＋解体	2年	1年
(3) ライフライン途絶、避難指示等	市町等へ確認	
(4) 応急修理併用	令和7年12月31日	
(5) その他、やむを得ず入居すべきと認められた	県へ確認	

- ※ みなし仮設住宅に入居後、別の住居を確保した場合は、速やかに退去する必要があります（ライフラインの復旧、避難指示の解除も同様です）。
- ※ 災害救助法に基づく応急修理制度の利用については、各市町にご相談ください。
なお、応急修理が完了した場合は、速やかに退去する必要があります。

2 入居申込内容の変更

入居後、入居要件が変わる場合（例えば、水道、道路等のライフラインが復旧したが、住宅が全壊であることが判明した場合）や、世帯員の一部が退去するなどにより、世帯の状況が変わった場合には、変更届の提出が必要となります。

3 火災保険等損害保険

入居者は石川県が加入した損害（火災）保険の適用を受けます。

- ※ 補償内容は、借家人賠償責任補償、修理費用補償、個人賠償責任補償です。家財等私財補償は対象外のため、希望する方は個人での加入をご検討ください。

4 賃料等及び一時金

(1) 支払方法

- ア 賃料、礼金、退去修繕負担金等
貸主が指定する口座に、市町から直接、支払います。
- イ 仲介手数料
仲介業者様が指定する口座に、市町から直接、支払います。

(2) 支払時期

ア 賃料

初回支払い分： 契約成立日の翌月末まで

第2回支払い分： 当月分を当月末まで

第3回以降支払い分： 当月分を前月末まで（ただし、4月分は当月末まで）

【例】 11月中に本制度による契約を締結した場合
⇒入居月から12月分までの賃料を12月中に支払い

※ 1か月に満たない期間に係る賃料は、実日数で日割計算した額となります。

イ 礼金、退去修繕負担金、仲介手数料

契約成立日の翌月末まで

◇ 切替契約

貸主等と入居者様は、二者間においてすでに締結済みの賃貸借契約に基づき入居者様が支払いをした賃料及び一時金等の精算方法について合意した上で、本制度による三者契約の手続きをお願いします。

※ すでに支払った賃料や敷金等は返金されますが、火災保険料、家賃債務保証料等については、原則返金されません。

※ すでに支払った仲介手数料の返金については、別途申請が必要です。詳しくは以下のホームページをご確認ください。

【(令和6年能登半島地震) 仲介手数料給付事業について：石川県】
<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/fukkyuufukkou/seikatusaikensien/chuukaiteasuuryou.html>



※ 入居者様が当該物件に入居するにあたり契約した火災保険料については、解約又は継続の意思を仲介会社又は管理会社等にお伝えください。

◇ 退去修繕負担金

本物件の明け渡し時における原状回復（通常損耗及び経年劣化を含む）に要する費用に充てるための負担金になります。（退去時の精算は不要です）

※ 物件明け渡し時の現状回復に関するトラブル防止のため、入居時には貸主（管理会社等）と入居者様双方の立会いの下、室内の具体的な状況を確認（必要に応じて写真を撮るなど）してください。

5 契約書の作成

以下のホームページに掲載されているものを使用してください。

【賃貸型応急住宅の供与について（みなし仮設住宅）：石川県】
<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/fukkyuufukkou/seikatusaikensien/chintaigata.html>



※ 契約期間は、入居日から2年間です。

6 退去について

みなし仮設住宅を退去する場合は、退去の **40日前**までに、退去届の提出が必要です。令和6年1月1日現在で居住していた住宅が所在する市町へご提出ください。

契約内容や制度の詳細については、各市町の担当窓口にご相談ください。